

水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱

令和3年7月2日 決裁

(目的)

第1条 県は、水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要領（令和3年7月2日決裁）に基づき、市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する水田麦・大豆産地生産性向上事業（以下「補助事業」という。）に要する経費につき、当該市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、水田麦・大豆産地生産性向上事業交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1960号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りではない。

(添付書類の省略)

第4条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第7条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表の重要な

変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の全部または一部について概算払を受けようとするときは、様式第4号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、概算払により事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において、様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項に定める時期のほか、知事は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。

3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第3項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後において、第3条第3項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第8号のとおりとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするにあたっては、第10条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第12条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数

等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。
- 3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

（書類の整備等）

- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度をよく会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行までに実施した事業の取扱いについては、国交付要綱によるものとする。

(別表)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 水田における麦・大豆の 団地化推進支援	水田における麦・大豆の団地 化の推進に係る事業実施主 体の取組に係る経費の補助 に要する経費	定額（知事が別に定める場合 にあつては、知事が別に定め る額以内とする。）	区分の欄の1から4まで の相互間における補助金 の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 区分毎の事業費の30%を 超える増又は補助金の増 4 区分毎の事業費又は補助金 の30%を超える減
2 水田における麦・大豆の 先進的な営農技術の導入 支援	水田における麦・大豆の先進 的な営農技術の導入に係る 事業実施主体の取組に係る 経費の定額助成に要する経 費	定額（知事が別に定める場合 にあつては、知事が別に定め る額以内とする。）		
3 水田における麦・大豆の 生産性向上に向けた機械 ・施設の導入等支援	水田における麦・大豆の生産 性向上に向けた機械・施設の 導入等に係る事業実施主体 の取組に係る経費の補助に 要する経費	1 / 2 以内		
4 水田における麦・大豆生 産性向上の推進に向けた 支援	水田における麦・大豆生産性 向上の推進に係る事業実施 主体の取組に係る経費及び 同経費の補助に要する経費	1 / 2 以内		

様式第1号（第3条関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

（注）

- 1 承認を受けた計画の事業内容から変更があるときは、当該承認を受けた事業実施計画書に変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。（二段書きとし、修正前を括弧書で上段に記載）
- 2 1により、承認を受けた計画の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
- 3 申請の際には、事業実施計画書の写し、当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表及び市町村の補助金交付規程又は要綱を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金 交付決定通知書

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇月〇日付け番〇〇号で申請のあった令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 事業の内容
この補助金の交付対象となる事業の内容は、事業実施計画書の第1の1事業概要等に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の額
補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
補助金額 金 円
- 3 支払方法
精算払又は概算払とする。
- 4 経費の配分
経費の配分については、事業実施計画書の第1の1事業概要等に記載されたとおりとする。
- 5 補助事業者の責務
補助事業者は、補助金の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農水省第18号）、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱（令和3年7月2日付埼玉県農林部長決裁。以下、「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 6 条件
 - (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業者は、交付要綱別表に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業者は、間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
 - (5) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。
 - (6) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- (7) 補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (8) 補助事業者は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
 - (9) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。
 - (10) 補助事業者は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
 - (11) 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(1)から(11)までに掲げる条件に準じて条件を付さなければならない。
 - (13) 補助事業者は、(12)において準じる(10)により、承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。
 - (14) 補助事業者は、(13)において準じる(11)により、間接補助事業者からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。
- 7 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当する場合、同法の適用がある。

様式第3号（第7条関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請する。

記

変更（中止・廃止）の理由

- （注）1 交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。また、同様式中「事業の実施方針」を「変更（中止・廃止）の理由」と置き換えること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業費補助金変更等承認申請書」を「〇〇事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更等承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と書き換えること。

様式第4号（第8条関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金 概算払請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金について、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了 予 定 年 月 日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日まで予定 出来高	金額	〇月〇日まで予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。
- 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、当該財産等の納品書等の明細書を添付すること。
- 補助事業等の実態に応じて、上記のほか必要な事項を追加することができる。

様式第5号（第9条関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業について、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		
計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金 実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

〇〇市町村 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 事業の実績が、交付申請書の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しとすること。
- 4 間接補助事業者に対し間接補助金を交付した年月日を記載すること。
- 5 精算払の場合は、「また、併せて精算額として水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。」旨加筆すること。

様式第7号（第10条関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金について、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金交付決定額
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のために必要となる、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等に該当する場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第8号（第11条関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金 交付額確定通知書

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇月〇日付け番〇〇号で補助金の交付決定の通知をした令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金については、令和〇〇年〇月〇日付け番〇〇号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第9号（第13条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名								
施設等 名称	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内容	
									補助金	市町村	その他					
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。